

戸籍制度が利用しやすくなります

問い合わせ 市民サービスグループ (☎️ 1855)

3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、次のことができるようになります。

○戸籍証明書などの広域交付

戸籍証明書などの請求は本籍地市区町村に限られていましたが、本籍地以外の市区町村の窓口でも取得できるようになります。

取得できる証明書 戸籍全部事項証明書（謄本）、改製原戸籍謄本、除籍全部事項証明書（謄本）

申請できる人 本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）

※第三者および郵送による請求はできません。

申請場所 市民サービスグループ、鷺別支所、登別支所

請求に必要なもの 本人確認書類（顔写真付きのもの）

手数料 戸籍全部事項証明書（謄本）450円、改製原戸籍謄本・除籍全部事項証明書（謄本）750円

○電子証明書提供用識別符号の発行

新たに戸籍電子証明書提供用識別符号・除籍電子証明書提供用識別符号の発行ができるようになります。

電子証明書提供用識別符号は、戸籍情報を必要とする行政機関において戸籍電子証明書を閲覧するために必要となる符号です。

※戸籍電子証明書を利用する行政機関のシステムなどが整備されてから運用開始となる見込みです。

申請できる人 本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）など

申請場所 市民サービスグループ、鷺別支所、登別支所

請求に必要なもの 本人確認書類（顔写真付きのもの）

手数料 戸籍電子証明書提供用識別符号400円、除籍電子証明書提供用識別符号700円

戸籍届出時における戸籍証明書などの提出が不要となります

転籍届出など、戸籍届出において必要としていた戸籍証明書などの添付が原則不要となります。

市民窓口の利用を予定している皆さんへ

問い合わせ 市民サービスグループ (☎️ 1855)

3・4月は、転入・転出の届出や各種証明書の申請などにより、市民窓口が大変混み合います。交付のみの場合は、コンビニ交付サービスなどの各種サービスの利用を検討ください。



コンビニ交付サービスを利用ください

マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で住民票などの各種証明書を受け取ることができます。



毎週木曜日は、窓口を19時まで利用できます

場所 市役所1番窓口

取扱業務 戸籍、住民票、住民異動届、印鑑登録証明書、マイナンバーカードの手続きなど
※業務によって、対応できない場合があります。



らくらく窓口証明書交付サービスを利用ください

マイナンバーカードを利用し、市役所1番窓口を設置している端末機で、申請書の記入や本人確認書類の提示を行うことなくスムーズに申請ができ、短い待ち時間で住民票などの各種証明書を取得できます。

対象 登別市に住民登録がある15歳以上の方で、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）をお持ちの方



電話予約をすると、土曜日も証明書の受け取りができます

受け取れる証明書 住民票の写し（本人・同一世帯分）、印鑑登録証明書（本人分）

予約受付日時 毎週金曜日9時～17時

※祝日の場合はその直前の開庁日。

受取日時 電話予約した日の翌土曜日9時～12時

受取場所 市役所宿直室



オンラインで転出届が提出できます

マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを通じて転出届が提出できます。このサービスを利用すると、転出手続きで、市役所や各支所への来庁が原則不要になります。

対象 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内の他市区町村へ引っ越しする方または引っ越しする方と同一世帯の方
※マイナポータルを通じて転出届を提出した後は、別途転入先の市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

※詳しくはデジタル庁ウェブサイトをご覧ください。

